「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
椿による五島列島活性化特区	26210	市町村農政部局及び林務部局の、固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の内部利用及び農地に関する情報に係る個人情報の目的外利用についての規制緩和について	固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の内部利用について、耕作放棄地や遊休農地の解消またはこれらに係る措置を目的とした場合に限定して、市町村農政・林務部局についても、農地法第3条により農業委員会への提出が義務付けられている事項については情報提供が認められるよう規制の緩和を求めるものである。	椿による五島列島活性化特区においては、評価指標として「自生椿林の活用促進と耕作放棄地への椿苗植栽による活用可能な椿林面積の拡大」を上げており、その取り組みの一つとして椿台帳の作成を上げている。椿林の所在地や所有者を把握し、管理状況などを補足できる椿台帳を整備することにより、効率的な椿実収穫体制づくりを目指している。しかしながら、例えば農地に優良椿林に成り得る椿林があっても、権利者の特定が進まず有用な管理ができないなどの課題がある。固定資産課税台帳の内部利用が可能になる事で、権利者の特定に要している事務作業の効率化が図られ、椿台帳整備が進む。椿台帳に基づいて、管理によって収穫量の増産が見込まれる箇所を見極め、優先的に事業を行う事により椿実増産に繋げる。	1回目	総務省	総務省自治税務局固定資産税課	地方税法第22条	E	―	―	地方税に関する調査に従事する者が、その職務の遂行にあたり知り得た私人の秘密を第三者に知らせることは、人権の侵害となるため、これを防止するための罰則が設けられている（地方税法第22条）。	地方税法第22条の趣旨は左記のとおり税務職員が秘密を第三者に漏らすことによる人権侵害の防止である。 農業委員会の非設置市町村において市町村農政部局が情報提供を受けられるのは、提供される情報が、農地法第3条の許可又は同法第3条の3の届出義務により、農地の所有者と市町村農政部局との間で秘密ではないためである。 したがって、情報の内部利用を農業委員会の非設置市町村に限定するという「規制」をしているものではない。 農業委員会の設置市町村において市町村農政部局が情報提供を受けるためには、当該許可又は届出義務の範囲についての所管省庁における検討が必要である。	a	本提案は、農地に椿が自生しており、収穫できる椿実があるが、収穫されず椿油として利用されていないものについて活用できるよう、権利者を特定するための作業の一環として提案したものである。農地の登記名義人等については農業委員会と連携を図りながら迅速な把握に努める事とし了解する。	総務省から対応しないとの見解が示されたことについて、自治体は了解しており、協議を終了する。	Ⅴ
					2回目											
					1回目	農林水産省	農林水産省経営局農地政策課	農地法 農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成26年農林水産省令第24号） 固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて（平成25年経営第3968号）	D	―	―	都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、農地に関する情報の内部利用・相互提供ができる。 農業委員会は、地方税法の規定に違反しない範囲内で、農地台帳について固定資産税台帳との照合を行う。	農地法第51条の2の規定において、都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、農地に関する情報の内部利用・相互提供や他の機関に関する情報提供を求めることができるとされており、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年1回以上、農地台帳について固定資産課税台帳との照合を行うこととされている。 市町村農政部局は、同条の農地台帳の個人情報を閲覧することが可能なので、農業委員会が固定資産課税台帳と照合した農地台帳を、市町村農政部局が閲覧することで、御提案の内容は実現可能。	a	本提案は、農地に椿が自生しており、収穫できる椿実があるが、収穫されず椿油として利用されていないものについて活用できるよう、権利者を特定するための作業の一環として提案したものである。農地の登記名義人等については農業委員会と連携を図りながら迅速な把握に努める事とし了解する。	農林水産省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	ⅲ
					2回目											